

令和3年12月八峰町議会定例会会議録（第2日）

令和3年12月16日（木曜日）

議事日程第2号

令和3年12月16日（木曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	森田 新一郎	副町長	日沼 一之
教育長	川尻 茂樹	総務課長	和平 勇人
税務会計課長	成田 拓也	企画財政課長	高杉 泰治
福祉保健課長	石上 義久	教育次長	山本 節雄
産業振興課長	山本 望	農林振興課長	浅田 善孝
建設課長	石嶋 勝比古	農業委員会事務局長	工藤 善美
生涯学習課長	今井 利宏	学校給食センター所長	田村 高夫
防災まちづくり室長	内山 直光	総務課副課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長	菊地 俊平
福祉保健副課長兼 新型コロナウイルスワクチン 接種対策室長	若狭 正和	農林振興課副課長	堀内 和人

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木 高	議会事務局庶務係長	須藤 佳奈子
--------	-------	-----------	--------

午前10時00分 開 議

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、11番皆川鉄也君、1番水木壽保君、2番山本優人君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） おはようございます。傍聴の皆様には、寒い中、足下の悪い中、ご苦勞様でございます。

議席番号9番笠原吉範、一般質問いたします。

ちょっとマスクで曇りますので、一般質問の間、取らせていただきます。

1問目は、原油高の影響を受けている漁業者・農業者への支援であります。

原油価格の高騰により、国民生活に大きな影響が出ております。灯油の需要期を迎え、町民の中にも行き先を不安視する声があります。特に原油高の影響を受けているのは、農業者と漁業者です。漁業者においては、操業を見送る日も多く、その対応に苦慮しているとの報道があり、農業においては、シイタケ栽培農家に伺ったところ、コロナ禍で低迷した価格が冬場の需要期を迎え回復傾向にあったが、灯油価格の上昇で経営が苦しいと話しておりました。漁業者・農業者へ支援が必要と考えますが、町長の考えを伺います。

続いて、中浜地区中心部整備事業の宅地分譲公募についてであります。

中浜地区中心部整備事業の事業スケジュールでは、令和4年7月に公募開始となっております。現在、町が考えている公募条件の内容をお知らせください。

また、中浜地区活性化のため、地域行事への参加や避難訓練への参加、消防団への加入などを公募に加える考えはないでしょうか。

この2点について伺います。よろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの9番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） おはようございます。傍聴の皆様には、朝早く、また寒い中、

また足下の悪い中、傍聴に来ていただきまして本当にありがとうございます。

それでは、笠原議員のご質問にお答えします。

原油価格高騰の影響につきましては、ガソリンや灯油価格などにとどまらず、その他の燃料費や光熱費を押し上げ、生産現場や物流のコスト上昇に直結し、様々な製品や漁業、農産物にも影響を及ぼすことが懸念されています。

町の漁業現場において、一番影響を受けるのは底曳き網漁で、1回の操業で約400リットルの重油が必要だと伺っております。重油単価は、現在は1リットル当たり106円程度で推移しており、昨年より30円ほど高い状況が続いています。また、11月における底引き網漁の操業日数は、時化が続いたことにより概ね5日間程度にとどまっておりますが、今月に入りようやく操業できる状況となり、ハタハタ漁も沖合漁のまとまった水揚げがあり、豊漁が期待されるところです。

町から漁業者への支援としては、事業継続臨時給付金としてこれまでに37件、1,474万7,000円を助成しており、うち底引き網漁事業者には7件、350万円を助成しております。

農業においては、新型コロナウイルス感染症の影響等による米の概算金の大幅下落をはじめ、野菜相場も温暖な天候が続いたことにより順調に生育し増量基調となったことから、価格が低迷していることは私も認識しております。

シイタケの状況について、JAに確認したところ、販売単価については、これから鍋の需要期に入ることから単価の上昇が期待されましたが、県内外の米農家が今年産の作業を終了したことで、シイタケ栽培に着手、市場に出回る量が潤沢になったことや、野菜の価格低迷の影響もあり、11月の市場価格は下落傾向にあり、また、暖房等で使用する灯油代は、例年の1.5倍ほどかかり増ししている状況と伺っており、厳しい経営状況にあると言えます。

シイタケに関しては、今年7月に「JAきのこ部会」より、新型コロナウイルス感染症の影響による消費需要の大幅減少、単価安に対する支援の要請書が提出されており、その際、町では、有限会社峰浜培養に要請に対する支援について働きかけを行い、有限会社峰浜培養ではホダ木単価を2円値引きする支援を実施したほか、JA秋田やまもとにおいても、パックセンターでの処理数量に対して1パック当たり2円の特別助成を実施しております。

また、シイタケには、販売価格が著しく低落した場合に価格差補給金を交付し、生産

者の経営に及ぼす影響を緩和する制度として「特定野菜等供給産地育成価格差補給事業」があり、生産者が同事業に加入するために支払う負担金の3分の1について町が負担する支援を行っております。

いずれにいたしましても、原油高騰による影響は、農業や漁業に限らず広範囲にわたることから、今後は、国や県が打ち出す支援策を注視しながら対応を検討してまいりたいと考えております。

2問目の「中浜地区中心部整備事業の宅地分譲公募について」のご質問にお答えします。

「中浜地区中心部整備事業」につきましては、定住移住に繋がりやすい遊休地である旧八森町役場跡地の有効活用、「若い大人を増やす」取り組み、中浜地域の活性化などの観点から、町が宅地造成した100坪ほどの土地を子育て世帯等に無償提供する計画としております。

町が行う宅地分譲につきましては、応募者に対して、自治会の活動に積極的に参加するとともに、八峰町の生活文化、自然環境への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、よりよき地域住民となるよう努めることなどを記載した「誓約書」の提出を求めており、中浜地区分譲地においても同様の条件とすることを検討しているところです。

笠原議員ご提案の「公募条件の追加」のうち、「避難訓練の参加」につきましては、町が計画した訓練を行う際には必ず自治会の協力を求めていますし、自主防災組織による訓練が行われる場合も含めて、「避難訓練に参加する」ことは、「自治会活動へ参加する」と同義であると理解しています。

また、申し込みされた方々が、中浜地区分譲地が津波想定区域であることを強く認識し、防災への備えを確実にしていただくためにも「避難訓練の参加」は必要と考えますので、可能な限り避難訓練に参加するよう努めることを誓約書の内容に追加することについて検討したいと考えております。

「消防団への加入」につきましては、町の長年の課題である消防団員の慢性的な不足を心配する気持ちから提案されたものと理解していますが、ご存じのとおり消防団員は特別職の公務員であり、生業ではないものの、公務員の身分を得て、厳格な階級制度のもとで組織活動に従事することになります。

このため、消防団への入団及び退団は、義務や強制ではなく、本人の自由意思によることとされていますので、宅地分譲に関する公募の条件とすることまではできないと考

えています。消防団活動の重要性を丁寧に説明しながら勧誘に努めてまいります。

○議長（門脇直樹君） 9番議員、再質問はありますか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 1問目についてですが、県や国の動向を見ながら検討するというものでありましたが、この質問するに当たりまして、シイタケ栽培農家に直接行って話を伺ってまいりました。先ほど町長が言ったように、灯油価格が1.5倍ほどかかると、昨年と比べて。それで、この冬だけでもおそらく50万円から60万円ぐらいいかかると増しになるんじゃないかなという話をしておられました。この状況が続くと、栽培を断念せざるを得ない方も出てくるんじゃないかなというお話をされておりました。

それで、昨今、少しくガソリンとか灯油とかもちょっと下がってきておるわけですが、今ここにですね日本総合研究所の原油市場展望というレポートがあります。これのですね今後の見通しについてちょっと読ませていただきます。「先行きを展望すると、新たな変異株の感染拡大により先行き不透明感が強まっているものの、原油価格は高値の水準が続く見込み。原油供給の拡大が穏やかにとどまる一方、世界的なエネルギー需要が旺盛である結果、需要の逼迫が意識されやすい展望が続くと予想」と。これが12月末に出てきたこのレポートなんです。まああくまでも予想ですので、このままいくとは限りませんが、突然この前の去年の水準に原油価格が戻るということは非常に考えにくい。長期的なものになるのだろうと私は予想しています。これが漁業・農業に及ぼす影響というのが長引けば長引くほど、大変なものになっていくと思います。この辺について町長の見解をお聞かせください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 笠原議員のご心配されてる部分は、私も同じであります。こう農業・漁業だけでなく、建設資材にしてもあらゆるものが手に入らなくなっています。鉄の値段もめちゃくちゃ上がっているという話もあります。

シイタケの話をもっと最初にさせていただきますと、確かに、いわゆる需要と供給の関係ですので、新型コロナウイルス感染症で首都圏はじめ大都会の飲み屋街がみんなストップしてしまいました。最初はそこの部分で大きく単価が昨年と比べて下がってます。まあ一番下がった部分で8円とかそのくらいまで下がってるんですが、7月から上がってきました。そして今11月が、昨年が106.5円だったのが現在が、今年が96.89円というふうな形で、本来は鍋物需要の部分で上がるはずなのに下がったと。これはいわゆる全国で需要が、いわゆる米がこう皆さん順調に終わったもんですから、それでシイタケの栽

培に入って、シイタケの供給量が多くなったと。で、私の場合は、今、首都圏が飲み屋街全開になってますので、もう少し様子見なければいけないかなというふうな形で思っています。

それと、シイタケ農家の部分については、私どもまあいわゆる峰浜培養の部分で、ホダ木1個2円下げると年間250万個ですから、年間で500万円のコスト削減に繋がってます。その半年分、4月から9月までって形で半年分やりましたので、250万円。それからパックスセンターがこの部分で220万円ぐらい。まあ470万円ぐらいもう既に支援しておりますので、今11月に関して確かに単価下がりましたが、そこの部分はもう少し様子を見ていきたいなというふうに思っています。

それと、ほかの灯油価格の部分についても、笠原議員おっしゃったようにガソリンの部分では、4月あたり140円だったのが今160円まで上がって、今150円ぐらいになってます。このあたりももう少し様子見たいなというふうに思います。これはあくまでも国、県が、まあ全国的な問題ありますので、町単独というよりも、国、県も黙ってられない問題だと思いますので、その動向を見極めながら対応していきたいと思います。

漁業部分については、もう事業継続臨時交付金の部分で一番使う底引き網漁は全員、1事業者50万円供給してますので、またハタハタも今年結構豊漁なってますから、そういう意味でももう少し様子を見たいなというふうな形で思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 先日、新聞報道にもありましたように、漁業で言うと1回の操業で2万円ぐらいの去年に比べてかかり増しになってるというような報道もありました。様子を見ていきたいということですので、長引けば長引くほど本当にこう、まあ漁業者・農業者だけじゃなく困る人が出てくるわけですから、そういう市場の動向を注視しながらですね、そういう人たちに支援を考えていていただきたいということを申し上げまして1問目は終わりたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 2点目は再質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 2点目の町長の答弁、私の予想どおりの答弁でありました。

ここです、ひとつほかの自治体の例を挙げたいと思います。平成27年に行政視察で訪れた長野県の下條村というところがあります。ここはですね爆発的に若い人、移住者を増やして、奇跡の村とまで呼ばれたところがあります。どういう施策をしたかといいますと、ここではですね若者向けの集団住宅、いわゆるマンションを建設したわけで

す。で、マンション10棟、1棟1億1,000万円ぐらいかかったそうですが、10棟で124世帯分を提供した。で、家賃が大体3万2,000円から3万4,000円ぐらいということで、隣にあります飯田市というところのベッドタウンという位置づけでありまして、そこから124組の若者、子育て世代が移住してきたんです。で、その入居条件というのがあるんですよ。その中にですね、入居する若者が地域に溶け込んでいただくために、「町の行事への参加や消防団への加入等を入居条件にした」とあります。ここの村では消防団の加入を入居条件にしてるんです。

で、あれから7年経ちました。今どうなってるのかなと思って私ちょっとネットで調べました。現在もこの条件は変わりありません。この124世帯のうち、今空いてる部屋は2部屋しかありません。ですから、あの120何名もの消防団員が実際に増えていることになるんですね。これを聞いて町長の考えはいかがですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 八峰町の課題の部分は若い大人がいない。ここの部分に関していろんな分野にいろんな影響を及ぼしている。まあ地域コミュニティを維持、このひとつ自治会活動であり、消防団もその一つであります。その消防団の部分にその条件を加えたっていう部分は、それは町の部分でそれはそれでよろしいかと思うんですが、それと併せて、マンション10棟、124人でしたか、そういう形の部分の政策を打ち出せる。ここの判断っていうのも敬意を表したいというふうに思います。

私どもの場合、もしそういうマンションというふうな形で、マンションというよりもおそらく賃貸住宅だと思うんですが、これ前にも一般質問の中で議論して、私の頭の中では、いわゆる賃貸住宅の場合は移りやすく、いわゆるまた出ていく可能性もあるものですから、それよりも一軒家みたいなそういう形で考えたんですけど、そこの部分で結局、今笠原議員言いましたように効果を上げている政策を打ち出せる、ここの部分はすごいなというふうに思いました。

ただ消防団の部分については、これはやっぱり先ほど答弁いたしましたように特別公務員の部分ですので、強制はできない話ですから、いわゆる自治会活動には一生懸命参加してもらうことは条件にすることはできても、消防団までは、ここまでは条件にする部分についてはどうかなという感じは正直あります。そこの部分に関しては、消防団の大切さ、丁寧に説明しながら加入に努めていくというふうなそういう方針でまいりたいというふうに思います。

ただいずれ本当にうらやましいくらい。私、飯田市に行ったことがあるんですが、あそこも非常に過疎地域なところなんです、そういう条件のある中のベッドタウンとして、そういう若者たちがそのくらいも村に移住してきてるといふような話なれば、私も是非今コロナが落ち着いたら、そこを実際に皆さんが見学されたように私もこの目で見てきたいというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 前にこの中浜地区中心部整備事業について私が一般質問した時に、町長は、中浜地区の活性化のために必要な事業だとおっしゃいました。若者が移住してきて住む、これはもちろん地域活性化になるわけですが、やはりその地区の住民と触れ合うことが最も活性化に繋がることだと私は思っています。町の行事もそうですし、消防団ももし入っていただければそれにこしたことはないのではないかなと思っております。

この当時の、今ちょっとそれ下條村というのは村長さん代わってしまったんですが、前の私たちが視察に訪れた時の村長さんというのは、地元で自動車整備とガソリンスタンドを営んでいたそういう方だそうであります。いわゆる民間から村長になった方で、その方が一番最初に何をやったかという、近隣のホームセンターに職員を全員交代で出向させたんです。で、民間の感覚を身につけろということで。それで当然組合から反発が来まして、もう町長室から反対で来た役場職員の幹部をもう町長室の2階から投げやろうかと思ったぐらいだと、そのくらいの意思を持ってここまでにしたんです、下條村というところを。ですから町長もですね、まあなかなか県職員、元県職員ということで民間の感覚でやれって言われてもちょっと困ると思いますが、そのありきたりの施策では町を劇的に変えることはできないと思っております、私は。だから実際にこういう例があるんですから、で、中浜地区の整備事業はこれから始まるわけですから、これを起爆剤に若者と町民との交流も含めてですね、こういう移住対策に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 本当に同感でございます。私がなぜ八森役場跡地をこの事業の候補地にしたかというのは、私はこういう団地的な、こう若者たちを定住移住させるためのそういう部分は、町のど真ん中に造るべきだといふふうに思ったからです。端っこに造りますと、今、まあ町内にいろいろ団地ありますけども、そこの自治会の会長さんは嘆き節が結構あります。協力してくれない。でも町の真ん中にあれば、自然と子ども

たちはその中で遊びますから、当然親御さんたちはその子どもたちが地域の住民にいろんなお世話なっていますから、当然地域の皆さんに感謝しながら、当然自治会活動にも参加して、その自治会が若い人が入ってくる、子どもたちも入ってくるとなれば自然と元気となる、そういう部分は私が思ったところですので、そういう形の部分は今回の部分うまく成功させて、中浜地区でそういう自治会活動もよくなっていたいただければなというふうな形を願っています。

それと民間の感覚を職員にこう経験させるという部分。実は、前の前の寺田典城さんが知事の時に同じようなことの事業をやりました。やることはできるんでありますけれども、なにせ私ども八峰町の場合は正職員が104名という極めて少ない数の中で、民間の部分に1週間、2週間、そういうふうな研修させることができるのかどうか。まあその辺はほかの市町村の例も参考にしながら、県ではやったことありますので、できないわけではないので、そこの部分には検討させていただきたいというふうに思います。

私もやっぱり今までの同じ流れの中で同じような考え方で事業をやっていくことについては、今こうやって厳しい3つの問題、2倍のスピードで進む人口減少、極端な少子化、極端な高齢化、そういう部分を今目の前にしてる中では、今までと同じような考え方でやっても議員と同じ考え方で何も変わらないので、何とか思い切ったことをやりたいと思ってるんですが、思い切りすぎるとまたまたなかなか理解も得られませんので、その辺のバランスを取りながら考えていきたいというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） それこそ反対者もいる中で決まったこの中浜の中心部のこの事業ですので、是非その地区の活性化、町の活性化に繋がるようなですね、そういった公募者の選別なり条件なりそういったものを整えて、是非地区の活性化をしていただきたいということを申し上げまして、今日の私の質問を終わります。答弁は要りません。

○議長（門脇直樹君） これで9番議員の一般質問を終わります。

次に、3番議員の一般質問を許します。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 3番奈良聡子です。通告に従い、一般質問を行います。

はじめに、町営住宅の入居条件についてお尋ねいたします。

自治体が低額で賃貸する公営住宅は、住まいの確保に困窮する低所得者にとっては最後のセーフティネットであると言えますが、これまでほとんどの自治体が家賃滞納の抑止効果を重視し、保証人の確保を求めてきており、当町も例外ではなく、所得金額124

万8,000円を超える連帯保証人の確保が入居の必須条件となっています。身寄りのない高齢者が増加し、連帯保証人を探すのが容易ではなくなってきました。公営住宅は、むしろハードルが高い物件となっているのではないのでしょうか。

国立社会保障・人口問題研究所は、高齢化率がピークを迎える2040年には、世帯主が65歳以上の高齢者世帯が2,200万世帯を超え、そのうち30%以上が独居世帯になると予測しています。また、2020年4月には民法の一部改正が行われ、保証人が責任を負う上限額の明示が義務化されました。これにより、かえって保証人になることを避ける動きが見込まれたことと、身寄りのない高齢者が保証人の確保ができず入居できない事態が生じることへの懸念から、2018年3月30日に、国土交通省は、都道府県と政令指定都市に……

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午前10時32分 休 憩

午前10時32分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

○3番（奈良聡子さん） また、2020年4月には民法の一部改正が行われ、保証人が責任を負う上限額の明示が義務化されました。これにより、かえって保証人になることを避ける動きが見込まれたことと、身寄りのない高齢者らが保証人の確保ができず入居できない事態が生じることへの懸念から、2018年3月30日に、国土交通省は、都道府県と政令指定都市に公営住宅への入居に際して保証人規定を削除するよう促す通知を出しています。同省の調査によると、通知から3年を経た本年4月1日時点においても、公営住宅への入居に際して保証人を求めないと回答したのは、全体のわずか25.4%の424自治体にとどまっています。

低所得者や家族との関係が途絶えてしまった高齢者が連帯保証人が見つからないばかりに公営住宅にも入居できない、あるいは入居の申し込みすら諦めてしまうような現状を放置しておいてはいはざがありません。なぜ当町は、未だに連帯保証人の確保を必須条件としているのでしょうか。

次に、灯油代の補助についてお尋ねいたします。

今冬は原油価格が高騰し、灯油やガソリンだけではなく様々な商品が値上がりし、家計を直撃しています。県内の灯油店頭価格は、ここ5週連続の値下がり。配達価格は3

週連続の値下がりとなつてはいますが、依然として2014年以来の高値水準が続いています。これを受けて、県内全25市町村が灯油購入費の補助事業を開始、若しくは検討しています。当町も昨日、非課税世帯への灯油代補助事業の補正予算が可決されました。本格的な灯油需要期に入り、補助の対象になった方々の不安が少しでも和らげばと思います。

今回の対象は非課税世帯のみですが、非課税ではない一人親世帯、介護施設、福祉施設に対しても灯油代を補助する考えはないでしょうか。特に介護施設や障がい者施設は、利用者の体調を維持する意味でも暖房の節約には限界があり、灯油、ガソリン代の高騰が経営を圧迫しているのではないかと思います。できるだけ多くの町民が安心して冬を乗り越えられるよう、何とかして財源を捻出し、補助対象を広げることはできないものでしょうか。

以上2点について答弁を求めます。

○議長（門脇直樹君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 奈良議員のご質問にお答えします。

はじめに、「町営住宅の入居条件について」お答えします。

現在、地域活性化住宅を含めた町営住宅への入居者数は88世帯で、そのうち65歳以上の高齢者世帯は31世帯あり、高齢化率は35%です。また、単身での高齢者世帯は21世帯で、24%です。さらに生活保護世帯が3世帯あります。

町営住宅の入居者に関しては、高齢化率の高まりとともに以前よりも様々な課題が生じています。議員ご指摘の連帯保証人の確保もその一つです。この保証人の取り扱いについては、平成30年3月に国土交通省から「公営住宅への入居に際しての取扱いについて」の通達が出されています。

それを受けて当町では、平成31年3月に「八峰町営住宅管理条例連帯保証人免除等取扱要綱」を告示しています。この取扱要綱の中で、条例や規則に規定する「特別の事情があると認める者」として「60歳以上の方」や「障がい者」あるいは「生活保護者」などで連帯保証人の確保が困難であると認められる者に対しては、連帯保証人を必要としないことを定めています。

しかしながら、連帯保証人は実質的に入居者の相談や生活サポートのほか、緊急時の連絡先としての役割なども果たしていることから、「取扱要綱」により、入居する際に

連帯保証人を必要としない方に対して、債務等の保証を伴わない形で別途に「緊急連絡人」を届けてもらうこととしています。

以上のように、連帯保証人の取り扱いについては、入居者の実情等を勘案した上で要件を緩和しております。

2 問目の「灯油代の補助について」に関するご質問にお答えします。

コロナ禍からの世界的な経済活動の再開に伴って、今年度、原油価格が平成26年以来7年ぶりの高値で推移しており、秋田県内においてもガソリン、灯油等の価格高騰が続いています。

町としては、これから本格的な厳冬期を迎えるに当たり、家計への大きな影響が懸念される状況を踏まえ、平成25年度以来となる灯油購入費に対する助成事業を実施することといたしました。

事業の対象者は住民税非課税世帯とし、1世帯当たり6,000円を助成いたします。灯油価格が今なお高止まりしていますので、速やかな事業の実施に努めてまいります。

なお、このたびの「灯油代の補助」については、あくまでも低所得者世帯の経済的負担を軽減するという目的で実施したものであり、「ひとり親世帯」のみならず「一人暮らし高齢者世帯」、「障がい者世帯」などであっても、住民税が課税されている世帯は事業対象としないことといたしました。

また、「介護施設、福祉施設に対しての灯油代補助」に関しましては、今後明らかとなる、国の地方創生臨時交付金等の活用を視野に入れながら検討してまいります。

○議長（門脇直樹君） 3番議員、再質問はありますか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 最初に1問目、再質問いたします。

過去に連帯保証人が見つけられなくて入居を諦めたというケースはなかったんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 奈良議員のご質問にお答えいたします。

これまでの中で連帯保証人が確保できなくて入居を諦めたという事実はございません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありますか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） この連帯保証人についての入居希望する方からの問い合わせなどはありませんでしたか。例えばですね、なかなか保証人を見つけれないんだけどどうしたらいいとか、そのような種類の相談はなかったでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 保証人確保が困難だというお話については、この平成30年の通達がある前から何件かは承っておりますし、その後も、まあ具体的にどうしても確保できないというところまでのやりとりはしてませんが、難しいという、まあ度合いですか、それはちゃんと把握してませんが、そういう話は何度か伺っています。
以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） それで申し込みを諦めたとかそういうケースはなかったか、その点は把握してませんか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） まず入居に際しては、最初に入居申し込みをしていただきます。そして入居条件が、県の、県というか国の規定に基づいて条例で定められていますので、それに合致するか調査します。その上で入居資格ある者に対しましては、複数応募者がいれば抽選になりますけども、いなければその人に決定という形で通知がなされます。その後に契約行為として請け書を提出していただきますが、その請け書の中に連帯保証人をつけていただくという流れになっています。ということで、入居申込書を、あ、入居申込書じゃなくて請け書を提出した際に、ご相談は何度か受けたことはございます。
以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） では、せっかく請け書を提出する段階までは行っても、その段階で連帯保証人が見つからなくて断念したということはなかったんですか。そこまで行って断念せざるを得ないということがあるとするれば、これはやっぱり最初にしっかりとっておくべきだと思いますし、その点いかがなんでしょう。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 請け書の段階まで行ってできなかったという実績はございません。

そして、確かにこちらで要綱は作ってますけれども、それを周知して、どこまで周知したかという、しっかりまあ入居公募の段階でしてなかったのは、これは私どもの足りなかったところかなと思っております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 今後もしろんなケースが出てくるとは思いますけども、請け書の段階まで行って、どうしても連帯保証人が見つからないんだといった場合に、町はどのように対処するのでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 平成30年3月の国土交通省の方からの文書の中では、今後単身の高齢者世帯、あるいは単身の高齢者が増えていって連帯保証人の部分が非常に大きな問題になるというふうなそういう現状認識のもとに、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要というふうな形ではっきりと書いてますので、私どもとしてもそれを踏まえた形の先ほどの31年の要綱でありますから、今議員がご指摘になったようなケースが出ないようにという形で、まあ募集をかける際にその連帯保証人についての要綱の部分の中の部分も周知するとか、そういう工夫を進めていきたいというふうに思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 周知するのはそれも当然の話なんですけども、この連帯保証人規定があることによって入居に関するハードルがやっぱり高くなるわけですよ。最初っから。連帯保証人が必要でなければもっと入居を希望する低所得者の方もたくさんいるでしょうし、この連帯保証人規定を削除してる自治体もあるわけですよ。それについて、町としてはこの連帯保証人の規定は削除しないでこのまま続けていくというつもりなんですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今の町営住宅管理条例、連帯保証人免除等の取扱要綱の中で特別の事情があると認める者としては、61歳以上の方、障がい者、あるいは生活保護者のほかに町長が認める場合というふうな形ありますので、そういう個々のケースで判断していきますが、基本的に公営の建物を借用する方々にありましては、連帯保証人というか、万が一の時の部分については必要だというふうな形では考えています。ただ、身寄りがない方々とかそういうケースが今後多々増えてきますから、そういう特別なケースの部分については連帯保証人の部分については要らない形の対応はしていきますけれども、基本は基本として、やっぱり連帯保証人としてこうお願いできる方がいる場合につ

いては、しかと書いてもらいたいというふうな形の考え方で進めていきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 八峰町営住宅管理条例施行規則の連帯保証人規定（1）町内在住者とあるんですが、これは町内でなければ駄目な理由ってあるんでしょうか。ちょっと要件厳しすぎないですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 確かに言われるとおり、町内というのは依然に比べると厳しくなってます。というのは、以前は町内という項目がございました。これを入れたことというのは、連帯保証人が町外であって何らかの形で亡くなられたり、それから連帯保証人を辞退したいという形の方がこれまでもおりました。そうした場合に代わりの方の届け出がなかったり、町で所得が把握できなかったりということで、事実上、連帯保証人として届けてもらってはいるものの、そういう体制になってなかったという経緯がございますので、基本は町内でという形をお願いしてるところです。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 以前そのような事例があったという背景があるのは分かりましたけども、しかしですね、この連帯保証人の確保が必要っていうだけでもハードルが高いし、その上、町内でなければならぬとなれば、これ非常に手の届きにくい物件になってしまいます、町営住宅自体が。これでその住宅困窮者に対して優しい行政って言えるんでしょうかね。かえって住宅弱者を生む要因になっていると思うんですけど、どうしてもこの規定を外すというお気持ちはないんでしょうか。全国的には結構増えてるんですよ。今年の調査時点ではまだ25%程度ですけども、おそらくこれからどんどん増えていくと思います。そして高齢者、身寄りのない高齢者、例えば熟年離婚してそれからもう一人になって、縁者、血縁関係との付き合いもなくなったと、そういう高齢者の方とか、移住してきて町内に身寄りがいないという方もこれからどんどん出てくると思うんです。そういう方々が保証人を探すということは、これ至難の技です。是非これ国がこの規定を削除するように促しているのですから、それについて県にも通達が来て県からも町にも来たということですから、是非これ削除を検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議員、今お話になられました町営住宅管理条例施行規則は、平成18年に告示されたものであります。それで、国から来た通知は平成30年。その時点で国の方で連帯保証人が理由として入居できないようなケースないようにしなさいと、そういう、まあ命令はできないんですけど、平成10年から地方分権一括法ができてから技術的アドバイスというふうな形になっているんですけど、まあそういう部分を踏まえて要綱作られてますから、18年に作ったこの部分がいわゆる今のこの国からの技術的なアドバイスの部分に沿うのか沿わないのか、そういう部分も含めて、議員ご指摘の部分も含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 仮に家賃の滞納があった時に、どのように対処していますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 家賃の滞納に対しましては、まず本人と連絡を取って、今本人が置かれてる状態、なぜ滞納になっているかということ把握するように努めております。その上で、まあその状況が改善される見込みが近々あるのかないのか、いろいろなことを判断しながら、もししばらくの間家賃を納めるのが大変だという状況であれば、その都度その状況に応じて相談に乗りながら、滞納について、支払額とか滞納額を膨らまないような形を一緒に考えて対応しております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 家賃が払えないからといって追い出されることはないとは思いますが、是非その滞納があった時は速やかに、その連帯保証人が一応いるわけですから、連絡を早めにしてほしいと思います。この保証人に対しての連絡は迅速に行ってこられたんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） この滞納者においてもいろいろな方がおまして、その連帯保証人はなっていたいたけれども、その関係性がいろいろございます。したがって、本人の意向で、まず今のところは連帯保証人に連絡しないでくださいという場合もありますので、ケース・バイ・ケースで連帯保証人へ連絡をさせていただいたりしております。

以上です。

- 議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。3番奈良聡子さん。
- 3番（奈良聡子さん） 連帯保証人の存在ってというのは、家賃滞納の抑止力になっていると思いますか。その辺について町長のお考えをお願いします。
- 議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。
- 町長（森田新一郎君） 連帯保証人の有無とかそういう問題ではなくて、生活ができるかできないか、そういう部分の中で、家庭として生活していくためにはいろいろな経費が必要です。家賃だけではありません。諸々のその家庭のケース・バイ・ケースなんですけど、その家庭の中で優先度が高い部分からいわゆる支払っていきますから、その部分の家賃のところまで払えればいいんですけど、払えない時にどこを払わないでっていうような話になりますから、で、連帯保証人があるからその部分を無理して払うとかそういう形ではやってませんので、実際に家賃納めていただけない方々については、職員が親身に相談に乗りながら分割で納めてもらったりとか、そういうふうな対応をしております。で、家賃をもう少しそのままにこう、もう少し待ってとかそういうふうな対応もしてますので、連帯保証人があるかどうかの部分でその家賃が払われる払われないという部分は直接、抑止力とかそういう問題ではないと思います。払えなかった時に私どもの公の施設の管理する上では、収入支出の部分でバランスを取っていかなきゃいけないので、その観点の中で払っていただきたいというふうな形の部分で、本人払えない場合は連帯保証人からっていても、なかなかそういう形の部分で連帯保証人が払っていく部分もなかなか難しいケースがありますから、そういう意味では抑止力にはなっては、なってるのかなってないっていうふうなそういう問題とは違う問題だと思います。
- 議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。
- 3番（奈良聡子さん） 町長、まあ抑止力になる、ならないの問題ではないと今おっしゃいましたけども、私は、この保証人があることが抑止力におそらくなっていないと思いますので、これは削除しても別に問題はなかろうと思っております。
- ちょっと別の質問ですが、国交省は2017年の10月2日に、家賃債務保証業を適正かつ確実に実施することができるものとして、一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国に登録する制度を創設し、その情報を広く提供しますと告示し、同年10月25日に制度が施行されました。これは多分家賃が払えなくなった入居者に対する対処方法として、このような制度を施行したんだと思うんですが、もしその入居者が家賃の支払いが滞った時に、この制度を活用して入居者を支援するということはできないのでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 確かにこのような制度ができて登録されているところもありますけども、この辺ではまだそういう対応ができるところが少ないと認識しております。ただ、この制度についても、これありきで進めた場合ですけども、あくまでも金銭的な話だけにとどまりますので、先ほど町長が答弁したとおりの、この保証人をお願いしている目的の一つとしては、緊急時の連絡先、あるいは入居者の相談的な立場という形でも含めて、できれば自分の身を将来的に安全に入居していただいていってもらうためにもお願いしているというところで、現在この制度そのものを町でこれを代わってやっていただくという考えは持っておりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 保証人に代わって、緊急連絡先があれば保証人は必要ないのではないかと私は考えるんですが、結局保証人になりたがらないのは、もし何かあった時に負担しなければ、金銭的な負担をしなければならぬからなんですよ。この最低の収入が124万8,000円ですか、保証人の。このクラスの人たちから保証人になれるというんですけど、やはりそれくらいの年収で、それ以上の人もいるとは思いますが、まあ八峰町の場合は極度額40万円ですよ。その40万円を負担してやろうって思う人はそうはいないと思うんですよ。その連帯保証人が障害になって町営住宅に入居できない、この住宅困窮者、こういう方たち、是非八峰町で増やしてほしくない、まあ今いるかりかりませんけども、そういう方たちを生まないでほしいと思います。是非保証人の規定の削除について前向きに考えていただきたいと思います。

1 問目については以上で終わります。

続いて2問目の質問に移ります。

ある施設に伺いましたところ、昨年よりも灯油の単価が15円も上がり、11月から3月までの灯油代が予算を20万円オーバーする見込みだとおっしゃっていました。また、エアコンをかけて節約したりはしているが、やっぱり限界だと。何がしかの補助があれば大変助かると言っておりました。しかし非常に不安そうだったんです。

一律に灯油代を補助は、いろんな事業所にも補助するっていうことは、これはもう財源も必要ですので難しいと思いますけども、コロナでいろんな事業が取りやめになって、その分減額補正もかなりありましたので、そこら辺をうまく活用して、この福祉施設とか介護施設だけでも灯油代を補助するということはできないものではないでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今の原油高の高騰も、こう昨日もお話しましたけど、風が吹けば桶屋が儲かる式の形でいけば、新型コロナウイルスで経済活動が止まってしまって、それが再開したことによって石油に対する需要が急激に伸びたという形の部分で供給が足りない。だから単価が上がるというふうなそういう形で来てますので、今、国の方で6兆8,000億円のそういう新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の増額を今審議中でありますので、そこの部分で項目の中に、感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活、暮らしの支援に向けた対応というふうなことがあるんですが、この中身の部分については一切まだ分かってないんですよ。だからそこの部分で、私の部分にすれば福祉施設、八峰町にとりましては特別養護老人ホームをはじめグループホームはじめいろんな施設あるんですが、そこの部分についてはどうしても維持していただきたい、そういう分野の施設ですので、その議員もお話しになりましたように、その財源の部分を見極めながら対応をしていきたいというふうな形で思っています。特にこういう施設の場合は、介護保険法の改正によりまして入所施設そのものの経営が大きく厳しい状況に追い込まれてきてるの私も十分認識してますので、そういう部分からも何とかしてやりたい気持ちはあるんですが、そこの部分については、今この新しく今補正予算の、国の補正予算の中にメニューがある可能性があるんで、その部分を見ながら対応していきたいというふうなそういう気持ちで答弁いたしました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 介護施設では、その8月の改正によって入居者の、利用者の食費代が大幅に上がるとか大変経営の方も厳しい状況に置かれてますので、国の予算措置の方が決まりましたら、是非優先的にこういった施設に対しても助成をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（門脇直樹君） これで3番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。11時12分より再開いたします。

午前11時07分 休 憩

.....
午前11時12分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

次に、7番議員の一般質問を許します。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 7番見上政子です。通告に従い、4点について質問いたします。

まずはじめに、福祉灯油について伺います。

福祉灯油は、昨日の補正予算で県から2,500円、それから町で6,000円、あ、合わせて6,000円と決定しました。生活保護世帯では8,000円までは収入認定されておりません。非課税世帯、生活保護世帯の中には、世帯員が多ければ多いほど倍々に灯油代がかさみます。

民間福祉施設においては、町内にグループホームが6軒、それからケアハウスが1軒、えんどう豆ですね、それからさくら園があります。特養が2施設あります。経営者が利用するに対して十分な暖をとれるよう、経営状況を大変気にしながら頑張っておられると思います。

国の動向を見ますと、地方創生臨時交付金、2021年度ですけれども、地方分として1兆2,000億円。コロナ禍で疲弊する住民、事業支援に対して、福祉灯油の自治体負担への充当も活用できるとされています。総務省では、地方自治体の実施する原油価格高騰対策に関する特別交付金制度が措置されております。対象経費2分の1措置されています。その対象となるのは、生活困窮者に対する灯油購入、社会福祉施設、公衆浴場、漁業者に対する助成が出ています。令和4年3月まで算定期間があります。これらを利用して、町で考えた6,000円に加えて、更なる補助を考えないでしょうか。まだ間に合います。どうかよろしく願いいたします。

次に、投票困難者に対する郵送のすすめについて考えを伺います。

憲法で保障された参政権が有権者全員に行使できるよう、当局はどのような配慮をしているのでしょうか。

選挙の立ち会いにたびたび参加をしてまいりました。ほとんど郵送はないと思っております。投票率は60%台が続いていると思っております。

当局は投票までバスを運行しました。大変いいことだと思いますが、どのくらいの利用があったのでしょうか。介護2以上の人はバスに乗ることが困難。会場で歩くことが困難と言われます。特に一人暮らしの高齢者です。自宅療養している人も病人も同じです。精神障がい者1級程度の方々は、中には投票所に入るのに緊張してとても行けないという人もいます。このような方々が政治に参加して願いを届ける当然の権利を保障する施策をどのように考えているのでしょうか。考えを伺います。

3点目は、介護利用料の負担軽減について伺います。

8月から対象を縮小された介護の補足給付制度があります。安倍、菅政権は、2019年に打ち出した悪政を、新型コロナ危機のもとでも見直しもしませんでした。法改正も経ず、施行令の改正だけで済ませたことで、国会審議を逃れ、多くの国民が知らない間に強硬されました。8月の制度見直しで、資産要件に加え、収入要件も改悪されました。資産要件を満たし、引き続き食費、居住費の保証の補助の対象となったとしても、年金収入など年120万円を超えると介護福祉施設、特別養護老人ホーム、介護保健施設、介護療養型施設、介護医療院の1日の食費は、これまでの650円から1,360円に跳ね上がりました。さらに、普段は自宅で過ごし、決まった時間だけ施設で過ごすショートステイの食費では、年収80万円以下の人をはじめ、補助を受ける大半の利用者が値上げの対象となっています。収入に応じて日額210円から650円の負担増になります。介護3になって、今度は空きがあったから入るといって人が町内の中にもおられます。ショートステイを利用していますけれども、利用料が値上げして、自分の年金丸々使ってしまった。家に戻った時は生活費の捻出が家族の負担になってしまっているとぼやいています。まさにこの制度が行われ、9月からの請求書を見て啞然とする人が増えてるのではないのでしょうか。町としては、せめて値上がりした分の食費代を補助する考えはないですか。年金1万5,000円未満の人が218人います。利用したくとも利用できない人がいるのではないですか。利用した場合の家族負担を少しでも減らす、こういう対策考えていないか伺います。

最後に、精神障がい者の自立について伺います。

精神障がい者は低所得者がほとんどではないのでしょうか。自立したい希望は多くの方が持っています。町営住宅に入所したいと思っても、敷金、当月分合わせて4カ月分が必要になります。精神障がい者の自立として町営住宅を利用したい方々に対する支援対策を考えないのでしょうか、伺います。

自立の問題になっているのが8050です。80歳の親が50歳の障がい者と同居している、または引きこもりの方、こういう方も80歳の親と同居している、こういう問題が今起きています。町営住宅入居の際、連帯保証人の所得が124万8,000円、これがお知らせ版に掲載しました。これを見て皆さんびっくりしたと思います。80代の親御さんの年金が124万8,000円を超えている人は、当町でどのくらいいるのでしょうか。障がい者年金を利用して就労施設で働きたい、また、障がい者枠で自分の特技を生かして働きたいという気持ちを支援するのが自治体の役割だと思います。町営住宅の入居基準を緩和して連帯保証

人の見直しを考えないか、町長の考えを伺います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の一般質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

1問目の「福祉灯油の実施」に関するご質問にお答えします。

年度当初より原油価格が高値で推移し、秋田県内においても灯油等の価格高騰が続いており、家計への大きな負担となるものと考え、住民税非課税世帯を対象に1世帯当たり6,000円の助成を行うことといたしました。

ご質問の「家族数に応じた福祉灯油の対策」についてですが、このたびの福祉灯油の実施に当たっては、低所得世帯において、家族の人数が多ければ、その世帯の灯油代が掛かり増しするという論理が考えにくかったことから、家族数に応じた支援ではなく、世帯に対する支援としたものでありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、「介護施設、福祉施設に対しての暖房費補助」に関しましては、今後明らかとなる国の地方創生臨時交付金等の活用を視野に入れながら検討してまいります。

次に、「投票困難者への対応」に関するご質問にお答えします。

郵便等による不在者投票は、公職選挙法の規定により指定された障がいがある概ね1級から3級の身体障害者手帳保持者と、これらと同等の障がいがある戦傷病者手帳保持者のほか、介護保険被保険者で介護度が「要介護5」の方々に認められています。

ご質問の「介護度2から4」及び「精神障がい」の方々は、郵便等による不在者投票の対象者となっておらず、また、対象者の判断は町選挙管理委員会の裁量が及ばない事項でありますので、ご理解願います。

なお、在宅で寝たきりの方は、介護保険被保険者であれば、介護度が「要介護5」となるケースが多いと思われますので、希望すれば郵便等による不在者投票の対象となるものと考えています。

また、「施設入所者、病院で入院している方々の投票」については、公職選挙法施行令の規定より病院、老人ホーム及び身体障害者支援施設等において、秋田県選挙管理委員会から不在者投票指定施設の指定を受けた場合は、当該施設で不在者投票を行うことができます。

不在者投票指定施設の指定につきましては、病院等からの申請により指定されることになっており、能代市山本郡内では令和3年10月現在で25の不在者投票指定施設が指定されています。

投票率向上のための対策につきましては、「八峰町明るい選挙推進協議会」による投票啓発の広報を行っているほか、投票の機会確保策として、投票日当日に、投票所から3km以上遠い地区へ、投票所へのバス運行を行っております。

町といたしましては、様々な立場の方々の投票の機会確保は重要であると考えており、難しい課題ではありますが、引き続き検討してまいります。

次に、3問目の「介護施設での利用料及び食費に対する補助について」に関するご質問にお答えします。

まずは、令和3年8月から改正されている介護保険法の認定条件や制度内容についてご説明いたします。

現制度の中で、介護保険施設である介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院やショートステイを利用する方の食費・居住費については、「低所得の方への助成」を行っており、別世帯の配偶者を含む世帯全員が住民税非課税の場合が対象となっています。

また、在宅で暮らす方との食費・居住費に係る公平性や、負担能力に応じた負担を図る観点から、一定以上の収入や預貯金等がある方には、食費の負担額の見直しが行われました。

改正された認定要件については、課税状況や収入状況に応じ利用者負担額の階層が区分されますが、預貯金等の保有額により、その軽減階層の基準から解除され、課税世帯の方と同様の食費負担となり、非課税世帯の方であっても、預貯金等の額によって軽減措置の対象とならなくなる方が発生することとなりました。

しかしながら、今回の改正の見直しで軽減の対象外となる方でも、預貯金額が減少して認定要件を満たすこととなった場合には、申請により負担軽減の対象となります。

介護サービス利用に当たっては、ケアマネージャーとの相互理解によりサービス受給となり、施設などの利用においては、提供者側と施設利用の制約や利用契約等を交わすことになっており、利用の際に発生する概算費用額については、サービスに係る利用者負担分、居住費等、食費及び日常生活費を合算した額となりますので、詳細な説明が個々になされているものと思っています。

介護保険制度については、在宅で暮らす方との食費・居住費に係る公平性や負担能力に応じた負担を図る観点から基準額費用額が算定されているものですので、ご理解いただきたいと思ひます。

次に、「介護利用料の補助」についてお答えします。

介護保険利用料については、介護保険制度自体を堅持するために定められた規定により定められているものであり、また、在宅で暮らす方との公平性や、他の利用者に疑念を抱かせないようにする必要あることから、介護保険料に対する補助は考えておりません。

参考までに、タブレットの方に「八峰町介護保険ガイドブック」を載せておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

次に、4問目の「精神障がい者の自立支援について」に関するご質問にお答えします。

1点目の「町営住宅に入居したいと思っても敷金、当月分合わせて4カ月分の支払いが必要になる」ことにつきましては、公営住宅法に基づいた条例等において、「生活保護者」や「所得金額の低い方」に対しての家賃または敷金の減免及び徴収猶予の規定がありますので、それを適用することとなります。

よって、「所得金額の低い方」についての家賃は所得区分に応じて減額となりますし、敷金に関しても基準では3カ月分の家賃に相当する額となりますが、家賃の1カ月分または2カ月分に相当する額が減額されます。

また、入居当初の家賃の納付に関しては、入居日が月の途中の場合は日割計算された金額となり、入居日が月の初日であれば1カ月分全額となりますが、納付期限が月末となっていることから、入居前に必要な経費は敷金のみとなります。

精神障がいを抱えている方々の自立支援策としては、精神通院に係る自己負担額の上限設定によりその経済的負担を軽減する制度、精神障害保健福祉手帳所持者に対する行政サービスなどがあり、また、「集いの場カタクリ」や「のんき会」の開催などもあります。さらに、企業における障がい者雇用や生活支援、社会福祉法人における就労作業や訓練などもあります。

障がい者の自立に向けては、障がい者の皆様の個々のニーズが多様なケースが多くありますので、今後とも柔軟な支援に努めてまいります。

2点目の「連帯保証人で80代の親御さんの年金が124万8,000円を超えている人はどのくらいか」とのご質問であります。入居者の連帯保証人となり、80歳代以上で年金額

が124万8,000円を超える方は5人おります。

また、「連帯保証人の緩和」につきましては、「八峰町営住宅管理条例連帯保証人免除等取扱要綱」に規定されている「60歳以上の方」や「障がい者」、あるいは「生活保護者」などで連帯保証人の確保が困難であると認められる者に対しては、連帯保証人を必要としないとしていますので、連帯保証人の要件は緩和されているものと考えております。

なお、緊急時の連絡先は必要でありますので、債務等の保証を伴わない形で別途に「緊急連絡人」を届けてもらうこととしています。

○議長（門脇直樹君） 7番議員、再質問はありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） まず1問目の福祉灯油について伺います。

県と合わせて2,500円の合わせて6,000円ということですがけれども、これは機械的に県の方から2,500円だから、まあ今までと比べてみて5,000円だったのが6,000円、これが妥当ではないかという何かそういうこう安易なその決め方がちょっと見え見えであります。町独自に県からの上乘せに対して、本当に困っているところはどこなのか、その困っている人たちに対してどういうその対応をすればいいのかという、この町独自の独創的なちょっと考えが見られません。

国の方では臨時交付金とか、それから総務省の方では原油高騰対策に対する特別交付金措置、これはなかなか市町村には通達されていないそうです。それで、このことについて共産党の国会議員とかいろいろ市町村との連絡でこの文書を手に入れたんですけれども、特別交付税措置が2分の1ということで先ほど私が話したように、2、4、4、4つのその対象経費が含まれております。これに対して、町ではもっと独創的な灯油の助成の仕方、まあ漁業者に対する助成は行っておるそうですけれども、私も漁師の方に聞いてみたんですが、まあ基金とかあって上がった分を保障するような仕組みになるとか、まあ町の方でも何かいろいろ助成してるようですけれども、ここで町で考えてない社会福祉施設、養護老人ホーム、障がい者施設、保育所、幼稚園に対する暖房費の高騰分の助成、こういうふうなこともありますので、今後、先ほどのさっきの方の質問にもありましたが、これからも考えてみるということですが、具体的に、やればできるような事業ですので、具体的な案を出してもらいたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 町では福祉灯油の部分につきましては、過去に平成19年度、20

年度及び25年度というふうな形で実施してきております。その際には5,000円でありましたけれども、1世帯当たり5,000円ですね、まあその部分に関して今回は6,000円にしたというふうなことであります。

それで、これは灯油代そのものを全額補助するとかそういう問題ではなくて、あくまでも値上がり分を補助するというふうなそういう事業でありますので、低所得者世帯が家計を圧迫する部分で一番困る方々だろうというふうなこういう考え方の中で、その値上げなった分を幾分なりとも家計への負担が軽くなるように、そういうことでやった事業であります。

それから、見上議員は町独自というか独創的なものというふうな形でお話になりますけれども、その町の独創的な、今の原油価格の高騰に伴っての灯油代が上がった部分に関して町で独創的な部分って、なかなか私どもはやっぱりその値上がった部分の差額をどのくらい金額的に負担していくのかというふうなそういう部分で考えましたので、何か独創的な部分ってのはなかなか難しいなと思います。

それから、施設部分については、これは高齢者等が入所してる施設自体が介護保険法の部分で非常に当初の部分から基準が下げられたりというふうな形の中で、非常に経営的に困ってるという部分は私も十分分かってます。で、今回の部分も大きな影響を及ぼさるうという形の部分も思ってますが、ここの部分については、今6兆8,000億円のメニューの中にそういう形で盛り込まれてくるのか、その部分も見据えながら今後検討してまいりたいというふうな形で先ほどの奈良議員にも答弁いたしましたので、そのような形で考えてます。

いずれ独創的な部分というよりも、今現実の部分については、灯油代が上がった部分をどうやって支援していくのかという部分ですので、その部分に関して独創的というのは私にはなかなかよく分かりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 独創的というのは、まあ今、各市町村ほとんど福祉灯油6,000円、5,000円とか打ち出してますけれども、そういう機械的なものではなくて、本当に困ってる場所はどこなのかというところをやはり、困っているところにその補助、手を差し伸べるということであれば、やはり家族が多い人とかそういうところには加算してやるのか、そういうことが独創的だと私は話しているのであります。まあその考えもあまり、そのことについて独創的だということでは何か考えが進まないようですので、私の言っ

てることはそれが独創的、町独自の考え方、それと高齢者とか高齢者一人暮らしのことも、さきの奈良議員の方からも指摘されましたけれども、もっともっとやっぱり独創的、世帯いくらいくらっていうんでなくて、そういうところは独創的だということでありませう。まあ考えが行かないようですので、あとですね、国の動向を見て、やはりこういうところに手を差し伸べ、福祉施設、それから精神障がい者施設、そういうところにも灯油代の補助ということを考えてもらいたいと思います。

1問は以上です。

○議長（門脇直樹君） 続けてどうぞ。

○7番（見上政子さん） 2問目に移ります。

投票困難なところということですがけれども、高齢者の人たちは本当にもう50%もう超えてきますよね、間もなく。本当に投票所に行けない、とてもじゃないが行けない一人暮らしの方がいっぱいいます。バスは出ても、バスまでどうやって行くのよっていう、で、会場に行ったら、あの段差のどうやって上がって行くのよって、まあ車椅子はあるとは言いながらも誰か押してくれないと行けないし、そういうところで投票をためらってる人が私の知る限りではかなりの人たちがいます。まあ規定としては要介護5ですがけれども、うちの中で要介護5はほとんどみることができません。施設に入る状態、ほとんどもう寝たきりの状態です。それは施設の方で投票してもらえばいいんですけども、家族の中、家の中で投票したいと思っても投票できない人たちに対する、もっとやっぱり規則を変えていかなければならないのではないかと思います。

それから病人ですがけれども、寝たきりの病人は、病人であるというのはね、なかなか介護の認定が難しいんです。ほとんど介護の末期症状で、がんの末期症状で自宅で看取りたいという人も中にはいます。そういう人が介護5かなと思えば介護1なんです。で、とても投票には行けません。そういう人たちがいるということをお選挙管理委員会でもよく調べていただいて、そして投票率を上げるということを考えてもらいたいと思います。

人手がないということは私もよく分かります。選挙管理委員会で一人の人が一生懸命走り回っているのをよく見ますけれども、その臨時の事務的なこととかそういうのに対して、そういうところに精神障がい者の、学歴のある精神障がい者の方も雇用できるのではないかと考えております。人員が不足であればそういうのを利用するとかを含めて、もう一度、自宅の中で投票に行きづらい人たちに対して手立てを差し伸べないかという

ことの答弁を町長お願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

町長からも答弁申し上げましたとおり、郵便等で自宅にいて、いわゆる不在者投票の形で投票ができる方は法によって規定されておりまして、これを町が何らかの規則等を定めて拡大するようなことは許されておりませんので、残念ながら、この法に規定した一定の障がいのある方々、若しくは要介護5という方々のみということですので、町の裁量の及ばない範囲ということでご理解願いたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 法のもとということ、もう法であればもう本当にしょうがないですけども、町としてもうちちょっとこう法をうまく緩和できるような要綱みたいなもの、そういうのを作ることができないでしょうか。まず投票率をまず上げなければならぬと思うんです。最近70%台というのがほとんどないと思うんですけども、投票率を上げるということから町長の考えを伺います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 日本の国の部分は、国と県と市町村という形の三層制で行われています。で、その部分でそれぞれ役割分担があるわけでありまして、この郵便投票の部分については、公職選挙法という形の中で国会で決められてる法律です。ここの部分を超えるような条例とか規則はこれは無理でありますから、そこの部分は国会で議論されてそういうふうな形で投票率上げるための議論をしていただければなというふうな形で思います。

私の方にこういうふうな形で質問させれば、やっぱり町としては公職選挙法に従ったそういう対応をせざるを得ないと、まあそういう考え方でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 国の方の法律を変えていく、こういうことを進めていかなければならないのだなということを実感いたしました。

2問目は終わります。

3問目について伺います。

本当に大変な改正になってしまったんですね。預貯金が調べられます。非課税世帯であっても預貯金が調べられます。で、預貯金のあるところを全部使い果たしてしまえ

という、こういうふうな国のやり方です。そういうふうなことで私も何人かに愚痴られたことがあります。本当に、ばあさんの葬式代にためておいたお金、もう年金も少ないし、生活保護基準以下の年金でもまあ何とかかんとかじいさんが生きてあった時にためたお金、これは葬式代に充てるんだということでためてたんですけれども、もうこれを取り崩さないで施設に入れたい、一時的な施設、入院して必ずどこどこに行きますかと言われてますよね。で、介護何になりました。じゃ、うちに行けないのでどこどこに行きますか。自立できるまでということで、そこで多額のお金が取られるわけです。そして預貯金も調べられ、あ、この定期預金を崩してくださいということで崩さざるを得なくて、今、本当に葬式代払うお金も心細いということは何人かから聞きました。それから、ショートステイをやっている場合に、ショートステイというのは特養に入りたいんだけど入れない、そういう人が月に10日とか20日とか利用できるショートステイなんですけれども、そういう人たちももう家族にも負担がかかってきてる。これが今の現状だと思います。これは決められたからこうだということではなくて、これに対して市町村はどういう手立てを考えていけば一人一人が楽に暮らせるのかということを考えていかなければならないと思います。

介護のその保険の枠内でお金を補助するのは難しいということですが、今この法が改正じゃない強硬的に行われたんですけれども、これをやるために一般会計からでもね食費代の補助とか、それから困っている人たちに対して何らかの補助を行う、これをやらないとね、もう介護施設から皆はみ出てしまいますよ。介護難民もいっぱい出てくると思います。今一度、その低年金者に対する、1万5,000円未満の人も218人もいます。本当にこれ大変な状態です。介護を受けたくても受けられないこういう人たちに対する町で何らかのこれだったらやれる、ここだったら少しだけでも援助できるというこういう対策を考えないものかお聞きします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まず、介護保険制度が2000年からできました。以来21年間、21年目になってますけども、その部分で多くの高齢者の方々がこの制度のおかげで助かっているというふうに思います。その部分で、あくまでも介護保険制度、これ世界に冠たる制度だと思うんですが、その部分はやっぱり守っていかなければいけない。その守っていくためにどうしていくかという部分は、その給付の部分だけじゃなくて入りの部分、1号被保険者、2号被保険者の保険料、国が出してるお金、県が出してるお金、あと町

が負担するお金、いろいろな部分があるんですけど、そのバランスを取りながら何とか1号被保険者、あるいは2号被保険者の保険料をできるだけ上げないようにしながら、この介護保険法、保険制度を守っていかなきゃいけないという部分が私の基本的な認識の中であります。だからその中で預貯金等がある方の部分については、その預貯金が減ればまた元に戻るんですが、預貯金等がある中でその部分に対してのまた支援しなきゃいけないという部分は、これはやっぱりちょっと行政としては難しい問題だと思います。全体で、まあいわゆる所得が低い人であっても預貯金がある方については、その部分に関しては何らかの負担をしていただくというのが、これはこの介護保険制度そのものを守るために必要なことというふうな形で考えてます。その部分の細かいブランチの部分については、私そこまでなかなか内容分かりませんので、そういう部分については担当課長の方から答弁してもらいますが、まず大枠の介護保険法に対する、介護保険制度に対する私の基本的な考え方は今申し上げたとおりであります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。福祉保健課長答弁する。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 今の答弁に補足説明させていただきます。

介護保険自体の財源バランスについて若干ご説明させていただきます。

介護保険の保険財源としましては、国、県、市町村が公費負担50%、保険料負担が50%のうち65歳以上の方の1号被保険者が23%、40歳から64歳、いわゆる2号被保険者と呼ばれる方々が27%となっています。こうした財源のバランスを崩すことによって介護保険自体が存続できないような状況にはならないように私どもも保険料を決定している状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 介護保険のバランスを崩さないように、介護保険に支障行かないようにということですが、今本当に家族負担が、自分の年金で賄えない、それで家族負担がもう非常に増えているというのがもう全国から例がいっぱい流れてきてます。それはもう当町においても、私の聞く範囲では何人かの人たちがもう施設に入るのが大変だという声が聞かれてきております。このことについてですね、まあ堂々巡りですので、介護負担の中の財政の問題とかと言われればそれまでなんですが、やはり町としてもこの部分については一般会計からこのくらいのは出すとか、そういうことも

考えてほしいと思います。今後引き続き、この問題については質問していきたいと思
います。

答弁は要りません。以上です。

○議長（門脇直樹君） 続けてどうぞ。

○7番（見上政子さん） 最後の精神障がい者の自立支援について伺います。

住宅の問題もあるんですけれども、障がい者、精神障がい者が当町にもかなりの人数
がおります。就労支援で働いている人もいます。ほとんどは家族の中で自立できないで、
自立したいと思ってもなかなか自立できない、まあこれからグループホームをつくる話
もいろいろ聞こえてきてるんですけれども、それにしても4人、5人、せいぜい精神障
がい者ですので同じ家屋に4人くらいが限度かなと。能代市でも何か4人のグループホー
ムに入ってる高齢者がいますけれども、そういう意味でですね、若い30代、40代前半の
人たちが自立していきたいという時にですね、それをこう押してあげる、精神障がい者
の中には、知的障がいと違いますので高学歴の人も、いろんな資格を持ってる人もかな
りいます。社会現象の荒波の中で障がい者になってしまった、また、これからも社会の
中に出て、障がい者になりつつ、なってしまうという方は本当に紙一重でいると思うん
です。で、まあ障害手帳をもらった人たちに対して自立していくための支援を町では何
か、まあ就労支援施設、国とか県から補助をもらってやってる、のんき会もそうですけ
ど、町から補助ももらってやってますけれども、本当に自立していくために何らかのやっ
ぱり時期が今来てます。30代、40代で、もう自立しなくてはいけないという、こういう
人たちに対する支援策、考えないでしょうか。そのためにも町営住宅というのは本当に
一戸建て、まあ二軒長屋、三軒長屋ありますけれども、障がい者には非常に使いやすい
低額の家賃でも利用できる、これは本当に絶好のいい町営住宅だと私は思っております。
それで、まあ町内に在住している人たちは皆、顔をみんな分かって、どこどこの誰々っ
ていうことで分かってるので、まあ安心して利用できるのではないかと思います、こ
の障がい者が自立するに当たっての町営住宅の利用について、まあいろんな補助がある
と先ほど言われましたけれども、もっともっと支援を考える必要があるのではないでしょ
うか。住宅費の半額補助とか、それから敷金は要らないとか、そういうことについて町
の考えが今一つ聞かれませんで、答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 精神障がい者も含めて障がいを持った方々が自立していただ

る、いただく、この部分の考え方というのは、国も同じ方向ですし、県も同じ方向ですし、町としても同じ方向です。

今、見上議員も少し触られましたけれども、私としては、親亡き後のこの障がいを持った方々がどのようにして生活していくのかっていう部分を、今こう民間の社会福祉法人等と相談しているところです。ここの部分は極めて重要になる部分なんですけど、今、町営住宅の部分だけでこの障がいを持った方々が自立できるとは思われません。自立するためにいろんな問題があります。今現在やってる部分で自立されてる方々は、企業の方々の並々ならぬ努力の部分があります。障がい者の雇用率の部分からいくと、能代山本は全県でもう断トツのトップクラスです。これはある2カ所の企業、事業所、その部分のおかげでこうなってるんですが、そういう形の部分は、まあ国、県も補助してますから、そういう形で支援してます。それ以外に、先ほどもお話しましたけれども、若者サポートセンターの援助をいただきながらの集いの場カタクリとか、あるいは週1回の沢目駅のところでやってるのんき会の部分も、これも自立を進める部分のひとつでありますから、いろんなケースがあります。そこの部分について、お金だけで部分というのは、これはなかなか難しい部分あるんですが、自立に向けた形の部分ではいろんなケースがありますから、そういう部分をこれから親亡き後の障がい者支援の自立も含めた形で柔軟に対応していきたいというふうな考え方でおります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 精神障がい者とか引きこもりとか持ってる親御さんが一番心配するのが、自分が死んだ時どうなるべ、この子というのと、それから、病気になって入院したりなった場合、本当にその場にぽんと投げ出されればどうするんだべってというのが、それがもう全員の親の悩みだと思います。で、そういう人たちがいっぱいいるんですよね。だから是非ですね町の方でも親御さんの立場を考えて、それから精神障がい者の立場を考えて、自立できるような、自分たちは応援してるんだよと。で、まあ親がいرونなことがあっても、まず町でちゃんと自立できるように考えてるんだよということをやっぱり発信するべきだと思います。本当に深刻な問題になってます。私もこの前、能代の方で集会にも参加したんですけども、まあ確かに70代の人でもグループホーム、4人のグループホームに入ってるそうです。で、ちゃんと見守り隊もいまして、朝晩のご飯を作ってくれて、70代の人が30代の人たちと娘のように過ごして、ここはもう天国だって。まあ子どももいるんですけども、天国だと言われてます。そして、町内の

虹のいえに入ってる人もね、13年間に18回入院したと言われます。で、町内歩いてれば、おめえなんだとその顔とか、何してらったって必ず言われるので、町内にはとってもしられないということで、今、藤里の虹のいえに入って、ここも私の天国だというふうなことを言われてます。で、やっぱり八峰町でもですね、そういう本当に自立して一戸建てとか、まあそういうところで住む場所がないんですよ、八峰町には。能代市とか各市町村にはそれぞれ障がい者のあれがあるんですけども、それで住宅、町営住宅をもっともって活用したらどうかということで私が質問してるんですけども、是非こういう親も子も心配されているこの障がい者の自立ということについて、もう少し力を入れてちょっと発言してほしいなと思います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 町長なる前に社協の仕事をしました。その部分で、手をつなぐ会の皆さんと毎回総会お呼ばれされたり、お話をしていきました。その際に、今見上議員がお話になられた部分、私も重々承知しております。その部分があって、私選挙に立つ時には、高齢になっても障がいがあってもってというような形の、障がいがあっても住み慣れたところで安心して誇りを持って暮らせるようなそういうまちづくりをしたいというふうな形の文言を基本方針の一つ、重点事項の一つに掲げてます。だからその部分についてはまだ実現してませんが、日中、障がいを持った方々ってのは親が高齢になると同時に障がいを持った方々も高齢になっていきます。その高齢になっていく過程の中で、自分の障がい自体も重症化していく可能性が強いんです。だからその中でどうやって暮らしていけるのかっていう部分は、やっぱり日中支援型でやる、そういう施設関係も必要だろうというふうな認識でおります。そういう方向の部分について、親亡き後を見据えた形の生活拠点施設、拠点をつくるという部分を今回の障がい福祉計画の中にも盛り込んでおりますから、そこの部分の実現に向けて民間の社会福祉法人の力を借りながらそういう方向で進めていければなって考えております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 障がい者の方が結婚したいっていう希望もあるわけです。で、実際もう結婚間近かなというカップルもいます。岩崎町で、のんき会の方で町との交流、旧岩崎町の方に行った時も、厚生医療センターのケアセンターですか、あそこに通ってる人が夫婦で、障がい者夫婦で仲良くやっていると例もありました。で、八峰町においても、そこまで話が進んでる人もいます。そういう人たちのために町営住宅というの

を希望があった場合は最優先に、ここで住めるんだよというふうなそういうふうな町営住宅にしてもらいたいなど。で、障がい者が申し込んだ場合、これも自立の一貫として認めてもらいたい。こういうことを希望いたしまして、もうちょっと時間ありますので、そういう場合、町長一言何かお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 障がいを持った方々が結婚されるかどうかは別にしても、町営住宅に入ろうとする際に入れなくていいわけではありませんので、それで所得が低い場合は、先ほども答弁いたしましたけれども、敷金も含めた形で低減する形の措置で対応してあるということですので、まあそういう形の中で、もう一つは先ほどもお話ししましたように、親亡き後を見据えた障がい者の生活支援拠点、そういう部分も今後できるような方向で検討させていただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 今新たにその施設ができるのかできないのか、それがどういうふうな施設になるのか、民間が主導でやるのか、分からないんですけども、本当に自立するとすればやっぱり一戸建てに入って、それである程度の収入、役場の方でも是非障がい者の仕事、何時間でもいいですから、4時間、まあ障がい者は大概4時間の就労支援なってると思うんですが、そういうのを使っていただいてですね自立をさせてもらえるような仕組み。そのためにも経済的に自立した上で、一戸建てに住みたいという要望のある人には支援する。そういうことを考えていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（門脇直樹君） これで7番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午後 0時07分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

2番議員の一般質問を許します。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 議席番号2番の山本です。通告に基づき、一般質問いたします。最初に、町の将来予想図について。

私の個人的な細やかな夢は、八峰町の子どもたちが町内就職して定住できる環境を整

備し、自慢できる町とすることですが、その思いは町長も同じものと考えます。今、NHKのドラマでやっている、新一万円札の顔となることが決まった渋沢栄一の言葉に、「夢なき者は理想なし。理想なき者は信念なし。信念なき者は計画なし。計画なき者は実行なし。実行なき者は成果なし。成果なき者は幸福なし。故に幸福を求める者は夢なかるべからず」とあります。これは、夢を持ちなさいということを行っているということでもあります。町民にも夢を与えることも町政運営にも必要なことであると思っています。

そして、今年もあと半月、議員と町長の任期も、任期4年も残すところあと4カ月あまりとなりました。町長1期目としてのこの3年8カ月の間、多くの事業がコロナで中止、縮小などで町内の活性化策が行えず、経済の衰えと落胆の期間のあった中で、思うような町政運営はできなかつたかもしれません。ですが、今後の目標として、「若い大人を増やす」、「子育て世帯を応援する」、「農林漁業の担い手を確保・育成する」等々の実現をしたいとしていますが、1期目で何ができて何ができてないのか。町長の思う事業の中でやれたこと、やれなかつたことを説明をしてください。

今後の町政運営を考えると、地方交付税の大幅な縮小など、その状況には厳しさがありますが、町長の職務は町民が安心して暮らせるまちづくりのため、町の執行に当たってほしいと望むものであります。町の振興計画、総合戦略について、適正かつ厳しく評価し、着実な推進を図るとある計画や戦略は、立案者の思いや描く姿によって本来の計画の内容との整合性が変わると思います。町長の数ある公約の中で、夢と希望がある未来予想図とはどういうものなのか、答弁をお願いします。

次に、大胆な産業構想について。

コロナ禍以降の経済は、先が見えない状況が続いております。町の産業人口を支える農林漁業は、米価下落、魚価下落、資材高騰、賃金上昇など苦難続きであります。今年の米価は、大規模経営者にとっては今後の経営を左右し、この状況が続けば米を作る農業者は急速に減ってしまうだろうと考えられます。漁業も、飲食業界のコロナによる自粛等もあって消費が落ち、高級魚の価格低下と追い打ちをかけるように燃油の値上がりで厳しい経営となっています。一方で、輸入食品の小麦を原料とするパン、ラーメン、パスタなどは値上げし、主食であるはずの日本の米、旬の鮮魚の下落を良しとする食糧政策では、地方はますます疲弊するという、農村・漁村の存続にとって極めて重大な問題であります。

農村・漁村が存続できなくなったらどうするか。農村・漁村で働く場を失った人は都会へ行くしかなく、農村・漁村から都会へと町の人口減少が加速していくことに拍車をかけると言います。その縮図である我が町の将来を総合振興計画等に基づいて行っていくとありますが、まちづくりに必要な強いリーダーシップが理想と考える私からすると、物足りなさを感じます。今までの一般質問で感じるのが、将来、町の農業はこうする、漁業はこうする、人口の増加のためにこうするといった町の将来姿を夢見させていないからであります。

私は、今の時代、全ての分野のことを一つ一つトップダウンで対応しては変化のスピードに追いついていかないと思っています。ですから、各部署の職員が自分たちで考えて、主体的に行動し、柔軟に変化対応していく組織にすることが必要と。と同時に、業務を理解している町職員と産業界を巻き込んだ事業提案の発想、協議することが、大胆で具体的な産業振興の実現に至る構想を生むと考えます。

これらの2点について答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

森田町長。

○議長（門脇直樹君） 事前にいただいた通告書の部分よりもかなり深めの部分の質問になっていましたので、少しかみ合わない点もあるかもしれませんが、その部分は再質問の部分で深めていければと思います。

まずは通告を受けた時の部分でお答えいたします。

山本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、町の将来予想図についてお答えします。

私は、今年の仕事始め式の際に、「これから町長任期最終年度となる当初予算編成が始まります。基本的には「結婚、出産から育児までの若者支援」、「自分のふるさとに自信と誇りを持った子どもたちの育成」、「農林漁業の持続的な発展」、「健康寿命の延伸と元気な高齢者や女性が活躍できる環境づくり」、「高齢になっても、障がいがあっても、認知症になっても、住み慣れたところで安心して誇りを持って暮らせる地域づくり」を5つの重点とし、引き続き「若い大人を増やす」、「子育て世帯を応援する」、「農林漁業の担い手を確保・育成する」という3つの視点を意識しながら取りまとめ、元気な八峰町、将来的にも夢と希望がある八峰町を実現したい」ということをお話しいたしました。

八峰町は今、これまでの2倍のスピードで進んでいく人口減少、年間の出生者数が一桁になるかもしれない極端な少子化及び誰も経験したことがない極端な高齢化という3つの基本問題に直面しています。この人口減少、高齢化、少子化は、商品やサービスを買う人や買う量が少なくなったり、食べる人や食べる量が少なくなったり、また、自治会や消防団活動などの地域コミュニティを維持できなくなったり、事業後継者や働く人を確保できなくなったり、私たちの暮らしや産業などあらゆる分野に大きな影響を及ぼします。

先ほどの5つの重点は、この3つの基本問題に真正面からチャレンジしていく政策の方向性を示したのですが、どうしても総合的な政策になりますので、政策にメリハリをつけるという観点から、「若い大人を増やす」、「子育て家庭を応援する」、「農林漁業の担い手を確保・育成する」という3つの視点を加えました。

「若い大人を増やす」については、次世代を担う方々がいない社会に明るい未来はないという考えから加えました。基本は少子化対策と思いますが、生まれた子どもが大人になるまでには20年以上という長い時間がかかりますので、少子化対策とともに取り組んでいく必要があると考えました。

「子育て家庭を応援する」については、自分のこれまでの人生を振り返って、一番お金が欲しく思い、また、一番お金を使ったのは、子どもを育てていた時期であり、人生の中で一番苦しい時を何とか支援できないかという思いから加えました。

「農林漁業の担い手を確保・育成する」については、八峰町の基幹産業は何といても農林漁業であり、農林漁業者の高齢化が進んでおり、このままでは産業として立ち行かなくなるのではないかと加えました。

これらの3つの視点を加えた5つの重点に取り組みながら、将来的にも持続可能な八峰町、夢と希望がある八峰町を実現してまいりたいと考えたものであります。

何ができて何ができていないのかについてであります。保育料や医療費の支援など子育て世帯の経済的負担の軽減や住宅新築支援、空き家改修や公営住宅法に縛られない地域活性化住宅、町有地を有利な条件で宅地用に提供する事業、若年層等を経済的に支援するプレミアム商品券の発行などは実施できておりますが、独身男女を対象とした出会いの場の創出や定住・移住対策については更なる充実が必要と考えています。

また、持続可能な基盤づくりについては、増え続ける空き家問題の今後の取り組み方針がまとまったほか、現在試行運行中の新たな公共交通システムが来年度中に本格運行

できるところまでできていますが、「親亡き後」を見据えた障がい者の地域生活拠点づくり、自主防災組織や住民主体で軽い運動やゲーム等で楽しい時間を過ごしていただく「通所型サービスB事業」の全町的な展開などについては、これから取り組んでいく必要があります。

また、産業面については、農林漁業の多様な担い手の育成等後継者確保対策、農業面における「圃場整備」や「園芸メガ団地」に対する手厚い支援を行いましたが、商工・サービス・建設業における第三者も含めた事業承継や地域内労働力の減少に伴う従業員等の確保対策に取り組んでいく必要があるほか、漁業におけるギバサ増殖やサーモン養殖については取り組みを始めたばかりであります。

次に、私が考える夢と希望がある未来予想図についてのご質問にお答えします。

町政運営の羅針盤である「第2次八峰町総合振興計画」が目指す将来像は「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」であり、私も賛同するものであります。私がお話ししている将来的にも夢と希望がある八峰町とは、産業が持続的に発展し、地域コミュニティが維持され、高齢になっても、障がいがあっても、認知症になっても、元気で住み慣れたところで安心して誇りを持って暮らせる八峰町であり、別の言い方をすれば、「老いていくことに不安や心配がなく、自信と誇りに満ちたお年寄りの声が聞こえ、若者や子どもたちの元気な声が聞こえる八峰町」をイメージしております。

次に、大胆な産業構想についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、ヒトやモノの動きが止まってしまい、また、全国における飲食店街が営業自粛に追い込まれ、かつ、それが2年近くも続いていることから、農業や漁業については、米の在庫量が増加したことによる米価の大幅な下落や高級魚ほど値段がつかないという大変厳しい状況に直面しています。

農業については、米価の大幅な下落に対する直接的な対策として、令和3年産米主食用米の作付に係る種子代を支援する「稲作農家緊急支援事業」を実施するとともに、「JA秋田やまもと」と協力しながらネギ・キャベツ・菌床シイタケの園芸メガ団地整備に取り組んだほか、農業経営者の高齢化により米づくりができなくなる方々が増加することが予想されますので、農事組合法人や認定農家が効率的な農作業をできるようにするため、八峰町ならではの手厚い支援の「圃場整備」を実施してまいります。

漁業については、ギバサ増養殖の実証実験に取り組んでおり、漁礁等に生えているイソモク等の小型海藻や付着物をきれいに清掃すれば、ギバサの幼体も含め生息密度が高

いギバサ増殖が可能であることを実証できましたので、清掃作業は大変ですが、昔の豊かな海を復元できる可能性を感じています。

また、秋田県が「いけす」を製作し、町が稚魚を購入し、漁業者が稚魚を育てるサーモン養殖については、深浦町で年間1,000 tものサーモンを生産し、県漁協北部総括支所の年間水揚げ額以上の売り上げをあげている企業から、全面的な技術的なアドバイスをいただきながら進めることとしており、12月下旬の稚魚放流から始まりますが、大きな期待を抱いております。

漁業については、これらの「つくり育てる漁業」のノウハウを確立し、年間を通じて安定的な収益を上げれる取り組みを進めるとともに、「八森ハタハタ」を大切にしながら漁業の持続的発展を目指してまいります。

いずれにいたしましても、議員が提案しております、大胆で具体的な産業振興の実施構想については大変難しいものがありますので、若い農業経営者や漁業経営者のチャレンジ精神を鼓舞し、具体的なアクションを起こしていただきながら、町としてもできるだけ支援してまいりたいと考えています。

○議長（門脇直樹君） 2番議員、再質問はありますか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 改めてお尋ねいたしますけども、来年度予算に向けて既にこういうふうにしていきたいというふうな考え方を出されているということは、来期も町長に立候補するという事によろしいのですね。

○議長（門脇直樹君） 2番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今、私の答弁の部分は、今年の仕事始め式の際に、町長任期最終年度となる当初予算編成が始まりますっていう話をご紹介しましたので、その部分については明日質問されてますので、明日答えたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） もったいぶった言い方してますけども、まあ出るという前提でないとね質問の意味ねえんだすよ。まあそういうことですね、まあ出るという前提でこの1問目は私はもう、町長の考えですからそのとおりでなと思うので、1問目はもう終わってですね、2問目の、今、今年商工会と活性化協議会をつくってですね、全ての議員、まあ出てない議員もいますけども、全ての議員、それと町長、それから町の主要な企業の代表、役員さん、商工会の役員ですね、その人方が全部集まってですね、将来的な町の活性化策を練ろうということやってますよね。ところが、あそこで私「えっ」

と思ったのは、なぜあの場で町長がいるのかということだけですよ。あそこで決まってしまうとですね、町長の決定で我々はこの議会でいろいろごたごた言う必要も何もなくなってしまうのではないかなって心配したんですね。私はそういうことでは、我々そうすれば発想、まあこちらから提案するような発想っていうのが機会が薄れてしまって存在価値はどうなのかなというふうなことを心配したわけです。ですから、私はですね、ですから町長という立場というのは、自分が、まあ極端な言い方、ほらをこいてもいいがこういうふうな事業やって町を活性化したいというふうなね、自分の夢を実現するために町長に立って、それを選挙でこう何ていうか、選択してもらおうというふうなことだと思ってるんですよ。そうなのにああいう場でですね決まってしまうということは、何かその町政運営はあの会に任せてしまったような感じを受けてるんですよ。それではちょっとおかしいんじゃないかなっていうふうに感じてるわけですね。その辺のこと、なぜあそこで参加するように至ったのかという経緯を若干説明してもらいたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） これも明日質問される議員がおられますけれども、まあ私自身は顧問というふうな形の中で、設立総会の時で役員が決まってそういう方になったんですが、それと1回目の部分は最後までいて各部会の話の部分を聞きましたけど、2回目の時は、こう所用がありましたので挨拶だけで戻ったような形になります。

まあ私がない方がいいというふうな話であれば、まあ次回からはそうさせていただきたいと思うんですが、私の頭の中では、これ明日の回答の部分にもなってしまいうんですけど、今までの行政の進め方っていうのは、総合振興計画を作ります。その中では基本構想、基本計画、ここまで民間の方々の部分で作って、まあ意見もらいながら作るんですが、実際の実施計画に当たる部分は、町職員が考えて議会に提案していろいろ議論しながら予算を通してもらって実施してきてる、そういう部分があるんです。で、その部分では、今のこういう厳しい大きな基本問題抱えている中では、昔ながらのその手法というのは少し限界に来てるんじゃないだろうかというふうな思いがあります。その中で民間の人方からいろんなアイデアとかそういう実践に基づくような計画を話してもらって、その部分で、まあ民間の方々っていうのはアイデアとか計画とかあるんですが、それを具体の予算にするノウハウっていうのはなかなか難しいところがあるので、その部分で要するにノウハウあるのは町役場職員なので、町役場の関係課長にも入っても

らったのはその部分なんですけど、そういう農林漁業団体とか商工団体、そういう方々の具体的なアイデアとかそういう部分を実際の実施計画の一つの部分としてやってもらう、そういう形を行政だけが考えてやるんじゃないかと、そういう取り組みをやる必要があるのではないかというふうなそういう形の中から、私もだから公約の中に一番先に書いてあるんですが、「農林漁業を魅力ある産業に成長させます」、その部分の5つのポイントがあって、その一番上に「農林漁業団体や商工団体との連携を強化し、オール八峰でチャレンジします」というふうな、それはやっぱりそういう、実施計画の部分で町職員だけ考えてやっていくんでは限界があるという、広く民間の方々からもその実施計画の一部となる部分は提案してもらいたいような仕組みが必要じゃないかなと。そういう思いで、こう参画してきております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 冒頭の演壇での私の質問の中にですね、業務を理解している職員と業界の皆さんを巻き込んで事業構想、まあしたらいいのではないかというふうなフレーズあったんです。まあ言ったんです。私は前からそういう意味では、例えば加藤町政の時も言ってるんですが、町の職員のアイデアを集めるような提案型、そういうふうなことをしたりですね、まあ今回の提案のように業界の人と、例えば農業界の人と町の幹部クラスといろいろ相談しながら、ああいうことをしたらいいとか、こういうことをしたらいいとかっていうような話し合いをすることによって、町のまあ具体的な実施計画というものが出てくるというふうに思うわけですね。だからそういうことも必要なものであってですね、まあこの前の商工会のようなことをやめられて言ってるのではないですよ。ああいうことのミニチュア版を常にやって、常に変化する対応をしていかないと駄目だなということを言ってるんですよ。で、その辺までは理解できてもらえるんですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 個別には、農業関係であればJAとの幹部職員と、それから八峰町の課長含めて副町長も含めて、三種町も含めた形の意見交換する場があります。それから、商工会も昨年からは役員の皆様と意見交換する場がありますがけれども、それ具体的にその部分と、それから別々の形でやる部分と、それを総合的にお互いの、農業やれば農業の部分だけなるし、それから商工会の部分やれば商工会の話になるんで、もう全体で連携取りながら、観光に結びつく部分もあるでしょうから、そういう部分は出てくるのは、個別にやるよりだったら全体で繋げていって、その中からお互いが連携でき

るものは連携して役割分担を決めてお互いがその事業の成功に向けて取り組む部分は取り組んでいく、そういうやり方もやっぱりこれからは必要なるのかなというふうな思いもありました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） これからそうすれば町の中でそういうふうなことをやっていくということでもいいんですか。私はですね、何と言えればいいかな、今まで役場の職員の体質、私の見方ですよ、今、今までのところを言ってるんでね、今までの経緯っていうのは、役場に来てあれしたいこれしたいということ言うとはですね、それはこの事業さ当てはまらないとか法律にないとかですね、いろんなことを言われて、結局はできないことの理由を並べられるだけなんです。そうであっては駄目だと。やっぱりいろいろやれるように、どうすればやれるのかということを考えないと駄目だと。やれることがもし見つかったらとことん国から金を持ってくるような段取り。国の方では今もう新しい突拍子もないことでもですね、将来の可能性があればそれについては予算をつけるっていう柔軟な対応をしてますよね。だからそういうふうなことで、突拍子もないアイデアが事業に、将来の事業に結びつくというふうなことだって十分これから先あるわけですよ。で、なおかつ、ここ、町長だってあと1期なると70、高齢になってくる。ここ、来期の1期が大切なわけですよ。私もまあその頃なると70近くになってしまうので、もし出れば。ですから、今この来年、来年というか来期の1期の大切さをかみしめてですね、私はもっとこう大胆に、将来こうあるんだと、町はこういうふうに変わるんだというふうなことを、町長自らそれをアピールしていく必要があるわけですね。そのためには大胆な改革というものを、まあ現実には遠いかもしれませんが、出すというふうな心づもりはあるんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） この次の部分はどうするかについては明日答えますけれども、山本議員がおっしゃった部分は、私が町長になりたい、ならなきゃいけないなって思った部分が同じような事例がありました。第1期八峰町総合振興計画策定する際の審議会の会長は私お願いされました。それでそこに来られた方々、30人ぐらいの委員の人方がいます。何とか会の長の人方です。そういう人方、事務局である役場職員が作った原案の部分に対して意見交換するっても、30人もいるのに発言する人は私ばかりっていうよりも、あとごく一部しか発言しないんです。すると、まち・ひと・しごと創生総合戦略、

一緒にやってみました。その中で委員の人から何か盛り込みたい事業ありますかって、私、20ページぐらい提案しました。これは当然、私、今まで計画づくり、県の計画三度作ってまいりましたので、その中では民間の人方が提案した部分に関しては、事業予算化するっていうのはこれはノウハウありませんから、そこの部分は予算化できるかどうか、町の職員が検討して、その部分でこれはできます、これはできませんっていうふうなそういう答えを期待してあったんですが、その20ページにわたるような事業提案、その委員の皆さんで検討させたんですね。あ、これ駄目だと思いました。要は、やりたくない理由を探してる。そういう形の体質が見えたからなんです。これでやっぱり何とかしなきゃいけないなという部分の思いが強くなったのはあります。まあそういう部分については、一朝一夕に意識は変わるものではありませんので、そこの部分については粘り強く、役場職員が自分の都合でなくて住民が第一なんだというふうな形の中で、住民の皆さんがこういい暮らしが、こう気に入ってもらえるような暮らしができるようなために我々何ができるのかっていうふうなそういう形でやってもらえればなというふうな形で思っています。

まあいずれ明日また改めて同じような質問で、質問趣意書にはなかった形でもっとはつきりとした形の中で質問されてる議員の方おられますので、その中でまた改めてお話ししたいと思います。いずれ役場自体が住民主体というふうな形の中で変わっていく必要がある。今その変わっていかなくちゃならないその時期を迎えているというふうなことは、私も感じています。ただ、明日、どうするかについては今コメントはできないです。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。2番山本優人君。。

○2番（山本優人君） 明日の返答は返答でいいんですが、前提として私はとらえて質問を続けたいと思いますけども、国全体ではね、まあ当時の話ですけども、1万5,000件とも言われている補助事業があるわけですね。いろんな補助事業、この1万5,000件の中に町で例えば突拍子もないアイデアが出た時に、それにどれかかれか当てはまることがあるわけです。ですから、いろいろまあ職員には大変でしょうが、努力してもらえれば可能性はあるわけですね。

例えばひとつ、見上さんの話からアイデアをもらったわけではないけども、ひとつ町独自のやり方っていうものは良し悪しはあるし、考えなくて提案すればですね、例えば生活支援金の今の問題、それから燃油の問題、あれが一律6,000円だ、その低所得者だと。まあ現金給付だわけですね。そうでなくて、今、農家も困ってる。米は余ってる。米

を現物支給しても、それに代わるのではないのかと。そうすれば農協で在庫を抱えて困っている米の消費にも拡大なるわけですよ、同じ金額で。で、金がなくても米はあるわけですから、死ぬわけでもねえわけですね。で、余った米をただもらった分を買わなくてもいいその米の部分の金が余るわけですよ。そういうふうな金の使い方だってあるわけですね。ですから、視点を変え、やり方を変えることによって、いろんな町独自のやり方っていうものが生まれてくるのではないかなと。そういうふうな発想を私は期待してるわけですね。ですから、そういうふうな発想というのは役場の職員だけでは固まってはもうも出てこねえと。ですから民間人も含めた中で、そういうふうな、例えば今日は漁業の話、今日は農業の話というふうにこう定期的に集まって協議するということが必要だと思うんですね。そういうふうなアイデアについてどう思いますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今のお金の部分、まあ灯油代の話の部分で、高くなった部分の差額を埋めるというふうな発想を、現実問題、その人の家計から見た場合に必ず必要なのは主食用代ですよ。米、今の議員がそういう部分の発想をするっていうのは非常に斬新なアイデアで、私はそういうふうなアイデアという部分は、残念ながら今、私も含めて役場職員の中からはそういう発想は出てこなかったです。そういう発想はこれから必要だなというふうな形で思います。

まあどういう形で民間の意見を予算に生かしていくのかという部分については、これからもう少し具体的な形で検討していかなければならないと思いますが、少なくとも役場職員だけで考えていく、そういう部分から、やっぱりちょっと民間の、今議員がおっしゃったような部分も予算の中に盛り込んでいけるような、そういう時代を迎えているんだというふうに思っています。我々だけで、役場当局だけで考えてる部分が、それだけでこの大変厳しい基本問題に立ち向かっていくには、結果出さなきゃいけないから、「やったんだ」だけでは意味がないので、どういう結果出したかという部分も含めた形で結果出していかなきゃいけないので、まあそういう部分に関しては、我々だけでなく民間の方々が考えているそういう斬新なアイデアの部分もどうやって予算に取り込んでいくのかっていう部分も大切になるんじゃないかというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。。

○2番（山本優人君） まあいろいろ話してきましたけども、もう一つだけ。例えばもう一つ、米の値段下がったということで1,000万円、1反歩1,000円の総額1,000万円の、ま

あ大体やってて1町歩やってる人でも1万円。まあ2町歩やってる人で2万円ですね。その農家の人方、1万円、2万円もらっても、能代で飲みに行けるかどうかというぐらいだったすよ。そんなもの期待してると思ってないんですね、私。実に、まあ正直言うと思ってないと。自分の小遣いの範囲内の被害程度だと。そういうことに対して払うというのは、私は、まあもらう人にとってはただもらうわけですからいいんですが、町としてはやっぱりですね、ある程度、線引きっていうものが必要なんでねえがなって。やっぱり5町歩以上とかね、そういう10町歩以上とか、そういう先の、この先もずっと農業で暮らしていかねやないっていう立場の法人やら集落、まあ大きい大農家の人方に対して厚く救済していかないと、地元の農業っていうのは続いていかないと。1町歩、2町歩やってる個人農家、明日にでも病気せば終わりだわけですよ。その人方まで救済するっていうのは私はちょっと、うん、どうかなと。

そういうふうな点一つとですね、もう一つ。そのぐらゐの金を今ばらまくよりはですね、まあ例えば旧八森地区の浜田地区なんかはですね農業用水が全然駄目で、排水対策がなされてないわけですよ。ですから、あそこを排水対策なり給水関係がうまくいけば結構いい土地なんです、それが全くなされてない。あそこをちゃんと整備することによって、例えば若い人が引き受ける面積を多くしたりですね、今後辞めていく農地を引き継いだりというふうなことが可能になってきますけども、そういうふうな部分の投資にやっぱり当てるべきであって、だから今すぐこう救済のために5,000円だ、1万円の1町歩、2町歩の方までそれやるっていうのはどうなのかなって私はちょっと思ってるわけですよ。ですから、まあそういうふうなことも含めてですね、やっぱり、まあ聞こえは悪いですけども、大胆にやっぱりこう切るとこは切って、救済するところは救済するというふうな考え方でいかないとですね、なかなか厳しいなと思うわけですよ。その辺についてはどう思いますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まず、米価の下落に伴う農家の減収の部分ですけど、ここの部分を減収補填する仕組みってのは、今の農家の状況から考えると非常に難しくなってます。それは議員十分ご存じだと思うんですが、減反制度がなくなってからこういう状況になる可能性があるっていう部分は十二分に承知されたことであります。その中で、県ではナラシ対策、または収入保険、そちらの方で何かあった時に補償できるような道を農家の方には盛んに勧めてきたと思います。今回もどういう形で米の下落に対してそう

いう対処ができるのかっていうふうな形の議論の中で、まあ本来は事業継続臨時給付金みたいな形でできるのかと。だけれども農家の実態として、今議員の中でもおっしゃったように1町歩も作ってない農家もあるし、20町歩、30町歩も作ってる農家もあるんです。で、20町歩、30町歩作った方が米価の下落による収入の目減り、減り方がめちゃくちゃ違うんですよ。だからそこを傾斜配分してやる方法何かっていう部分を考えた時に、31年に作況指数が国がいいと言いなながらも結果的にはいわゆる農家の方々の収入減になった時に1反歩当たり700円という形のそういう支援やったんですけど、せいぜい減収補填の部分でできるのはそのくらいなんですよね。で、それ以外の部分に関しては、減反制度がなくなった時に需要と供給のバランスが崩れて、まあ新型コロナは余計ですけど、崩れて今みたいな状況になった時にどうするかという部分の保険の部分については、やっぱりナラシ対策または収入保険の方には、やっぱり農家の方々、特に認定農家、要するに規模が大きいそういうところは入ってもらいたいなというふうな形を町としてもこれから進めていかなきゃいけないなというふうな形を持っています。

で、基本的に今の部分のやつで、議員がおっしゃるように1町歩未満切るとかそういう形の中は、これは制度作った、何でじゃあその1町歩未満が要らねえんだというふうな、3町歩で切ればいいのか、5町歩で切ればいいのかとかいろんな問題あるので、なかなかその部分は難しいですけど、根本的な問題とすれば、こういう単価下落は起こり得るもんだという部分の前提の中で保険制度が国、県が支援しながらやってる制度ありますから、まあ保険料高いんでしょうけれども、そこの部分についてはやっぱり農家の人も考えていって、万が一の時に備えていってもらえればなというふうな形が思っています。

それから、農業用水。これもやっぱり浜田、それから古屋敷、それから本館あたり、ここら辺の部分は、やっぱり土地改良区がないことが一番の問題ですね。そこで国、県の手厚い支援制度の圃場整備ができない。で、そこの部分が今みたいな形になってるんで、そこはまあ何とかしなければいけない問題だというふうに思っています。ここの部分については、今後の取り組み方等にすれば可能性がないわけではないと思いますから、まあそういう部分、食料を作れる部分についての、雨が降らなければ米作れないようなそういう状況にならないようなことは、町としてやっていかなきゃいけないなということとは思っています。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） いや、今まで言ったことはですね、具体例を挙げてこのような話だということです。私が言いたいのはですね、将来の投資をしてほしいと。それこそまあその浜田の土地であればですね、将来もやれるような状況づくりをしてもらうような金の使い方をしてくれということをお願いわけですよ。今、明日明後日に辞めるような農家のために金を使うんでなくて、5年先、10年先もやれる農地を作るためにその金を投資してほしいと、そういうような考え方を、これから来期の4年間かかってですねやってもらうと、それを見せてもらう、目標にってもらうということを私は聞いているんです。ですから、その辺のことを踏まえてもう一度答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 先ほどの答弁の部分で、農業の部分については農業経営者の高齢化がものすごく進んでいます。山本議員以上の年齢が平均年齢なってますから、この先どのくらいの年数この方々が作れるのかなっていうふうな、そうなった時に、その残された田んぼが誰が作るんだろうかというふうな考え方の中では、やっぱり八峰町の中でも圃場整備がまだされてなかったり、あるいは区間が小さすぎたりとかいろんな問題あるところがありますから、そこの部分については、農地中間管理機構関連の圃場整備、これはどこもやってない手厚い制度で、3年間の調査期間の中で土地改良区の負担が出てくるんですが、その土地改良区の負担全部町で見ますっていうふうな形の中で進めていってます。これはそういう作れなくなった人方が出てきても、誰かが担い手農家で一人10町歩ぐらい作った人がもう5町歩作るとか、あるいは農事組合法人の人が20町歩作ってるのがもう8町歩作るとか、そういう形の人方ができるような形で、効率的な農業できるようにといったことでそういう手厚い圃場整備を進めていったりとか、まあそういう部分は自分の中ではやってるつもりであります。今回のその稲作農家の緊急支援の部分については、これは今緊急支援でありますから、米価の下落の部分に関して町として、本来減収補填という部分はなかなか難しい話なんですけど、町としてできる部分はこれくらいかなというふうな形の中で、それでもやっぱりこう大きく下がったもんだから何とか支援しなきゃいけないな。ちなみに20町歩、30町歩の方々には、20万、30万っていうお金が行くことなりますから、まあそういう形の中で農家の、この後も農家続けていくかどうかという意欲に繋がるかどうか別にして、やっぱりそういう何もやらないというわけにはいなくて、まあ町としてできる部分はこれくらいかなというふうな形の中で研究事業は提案させていただきました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問はありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） いや、具体的に説明してもらったんですけどもね、私は言ってるのはそういう小さなことではないです。例えばその浜田地区の話はそれはそれでいいですけども、まあそれと同じくですね漁業でもほかの問題でもですね、将来こういうようなこと、こうなるにはこういうふうにしたよと。まあ例えば浜田を徹底的に例にするとですね、浜田、あそこ100町歩ぐらいあるのかな。ちょっと面積は分かりませんが、あそこ現実には1反歩とかの、1反歩、2反歩の区画ですよ。あれを私の代では、まあ10年後では1町歩の田にしますというふうな、はったりでもいいですからそういうふうな目標が欲しいわけです。そうでないとですね、まあ我が社もあそこで参画してましたけども、まあいろいろな問題があって撤退しました。なぜかという、そういうまあ水の問題あったからですよ。でも、あそこを仮に1町歩の田にするということは、我々、我が社がやらなくてもですね、ほかから来てもあそこをやって、やるという企業が出てくるんですね。間に合うのであれば来るわけですよ。ですから農地っていうのは守られるし、なぜ1町歩にしなければならないかというのは、このように米がどんどんどんどん価格が下がっていくとコストダウンしかないわけですね。そうすると、コストダウンするってばやっぱり効率のいい大きい機械を入れて、休まないまま無人のトラクターを走らせるというようなことまで考えないとコストダウンにはならないわけですよ。ですから、そこまでの農地を私らの代で目処つけるんだというふうなような大ぼらでもいいから欲しいということです。その意思っていうか、そういうふうなことを出していきますよというふうな意識、提案が欲しい。どうでしょう。

○議長（門脇直樹君） 当局のほらでない答弁をお願いします。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私も行政のトップを預る身とすれば、やっぱり実現可能な目処がついた、つくもの、そういう部分について打ち出していくまあ立場の、私の立場の責任とすれば、いわゆる議員がおっしゃったような形の部分ではなかなか打ち出せないと思います。

○議長（門脇直樹君） これで2番議員の一般質問を終了します。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、12月17日午前10時より開会し、一般質問等を行います。

これにて散会します。ご苦労様でした。

午後 1時55分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 11番 皆 川 鉄 也

同 署名議員 1 番 水 木 壽 保

同 署名議員 2 番 山 本 優 人